

横須賀市立公郷小学校「学校いじめ防止基本方針」

2022年4月1日

児童指導担当

令和4年4月1日策定

1 いじめ防止等に向けた基本姿勢

《いじめの定義》

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。本校では、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

2 いじめ防止等に取り組むための校内組織

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の構成員により「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

学校いじめ防止対策委員会メンバー

学校内		学校外	
氏名	役職	氏名	役職
	校長		学校運営協議会
	教頭		学校運営協議会
	教育相談コーディネーター		学校運営協議会
	児童指導担当		学校運営協議会
	支援教育コーディネーター		学校運営協議会
	養護教諭		学校運営協議会
	ふれあい相談員		

〈会議の開催形態〉

①「校内いじめ防止対策委員会」（日常的な関係者の会議）

児童生徒の問題行動等に係るに情報の共有、いじめの防止等に係る取り組み方針の企画立案などのための打ち合わせを行います。いじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議します。児童指導全体会と兼ねるときもあります。原則として、月1回開催します。また、緊急の案件については、定例の職員会議終了後開くこともあります。

〈活動内容〉

- ・いじめ対応への検討・対応方針の決定
- ・いじめ相談・通報対応

②「学校いじめ防止対策委員会」全体会

外部関係機関を含めたすべての構成員が集まり、いじめ防止等の取組の検討、検証を行います。原則として、年3回開催します。

〈活動内容〉

- ・いじめ防止等の取組の検討・検証

3 いじめの未然防止

- ア いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図ります。
- イ 職員が児童生徒を一人の人間として尊重し、日頃から児童生徒の心に寄り添うことを心がけます。
- ウ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。
- エ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めます。
- オ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努めます。
- カ いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努めます。学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの状況を、学校評価に位置づけます。
- キ スクールカウンセラーに加え、スクールソーシャルワーカーを活用します。

未然防止の具体的な取り組み

(1)実施内容

①.子どもたちにいじめの具体的な例を伝える。

「いじめ」とは、ほかの人に対して、

- いやな悪口を言ったり、からかったりする。
- 無視をしたり仲間はずれにしたりする。
- たたいたり、けったり、おどしたりする。
- その人がみんなからきらわれるようなうわさをしたり、紙にひどいことを書いて渡したり、その人の持ち物にひどいことを書いたりする。
- その他、これらに似たことをする。

意地の悪いやり方で何度も繰り返しからかうのもいじめです。しかし、からかわれた人も心のそこから楽しむようなからかいは、いじめではありません。また、同じくらい力の子ども同士が、口げんかをしたり、とっくみあいのけんかをしたりするのは、いじめではありません。

※相馬誠一（文部科学省視学委員）著「入門いじめ対策」学事出版から引用

※学校組織としていじめを予防していくために、校長をはじめ全ての職員が折りにふれて子どもたちに「いじめに対する学校の姿勢」を話していくことを確認したい。

②.下記の「学校の 姿勢」を6月の朝会で、児童指導担当が子どもたちに話をする。

- いじめは、絶対に許されないことである。
- わたしたちの学校では、いじめは卑怯な事としてゆるされない。
- わたしたちの学校では、いじめの被害者は徹底的に守られる。
- わたしたちの学校では、どの先生に相談してもよい。

③.クラスとして、いじめを発生させないためにこれから1年間どのように過ごしていくか考えさせる。

④.クラスとして考えた目標やルールなどを教室に掲示し、意識付けをさせる。

(2)実施期日や留意事項

- ・1年間を通して、クラスのルールや目標を認めて支援していく。
- ・「いじめとは何か」や「いじめの具体例」については学年のグレードや実態に合わせ柔軟に話をしていく。
- ・6月第1週に①をクラス毎に行い、②、③についても6月第2週までに行う。
- ・「わたしたちの学校では、どの先生に相談してもよい。」については、全職員で行うことを共通理解したい。
- ・学級活動1時間とする。

4 いじめの早期発見

ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。

①休み時間や放課後の雑談の中での児童生徒の様子の把握

②個人ノート、生活ノート、個人面談、家庭訪問等による把握

イ 児童生徒・保護者、教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう、相談窓口を周知するための工夫をするとともに、教育相談週間の設定を行い、実態把握に努めます。

①相談窓口の周知

公郷小学校 ふれあい相談室

横須賀市教育委員会 こどもの悩み相談ホットライン：046-822-6522

神奈川県立総合教育センターいじめ 110 番：0120-0-78310・0466-81-8111

②保健室だより、相談室だよりの発行

③教育相談週間(予定) I、 7月1日～ 7月7日

II、 12月1日～ 12月8日

ウ 定期的な学校生活アンケート調査を実施し、児童生徒の状況を客観的な把握に努める。アンケートについては、安心していじめを訴えられるよう情報を守秘し、自己評価と自分以外の評価を両方行うなど工夫します。

学校生活アンケートの実施 年2回(6月、11月)

エ 携帯教室を年2回実施し、SNSを通してのいじめの未然防止を行います。対象は、3～6年生とします。(必要に応じて、1・2年生でも実施する場合あり)

また、感染症拡大の状況を見ながら、可能な限り保護者の皆様にも参加していただき保護者とともに理解を深めていきます。

5 いじめへの対処

ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。そして、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。

イ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせます。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、

- 早い段階からの確に関わりを持ち、速やかにいじめの有無を確認し、対応します。
- ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
 - エ いじめを受けた指導児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じるなど当該児童への適切な支援を行います。
 - オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
 - カ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育むようにします。
 - キ インターネット上のいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めていきます。また、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者とともに直ちに削除する措置をとります。
 - ク 具体的な対応については、横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」冊子に則って行います。

6 重大事態への対応

《重大事態の定義》

「重大事態」とは、法第 28 条第 1 項第 1 号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第 2 号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

重大事態が発生した場合は、次の対応を行います。

- ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告します。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供します。
- オ 国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って適切に対応します。